

令和7年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和7年6月6日（火）10：00～12：00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り

13名/15名出席により会議成立

会議次第：

1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 前場総括）

2 挨拶 （挨拶：環境生活部 末永部長）

3 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

イ 食の安全安心確保に関する基本的な計画（第5期）の策定について （資料1～2）

ロ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和6年度施策の実施状況（案）の評価について （資料3～5）

（説明：食と暮らしの安全推進課 梶原課長）

（2）報告

イ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和7年度施策の実施計画について （資料6）

ロ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について （資料7-8）

ハ 食品に係る放射性物質検査結果について （資料9）

（説明：食と暮らしの安全推進課 中田技術副参事）

（3）その他

4 閉会

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の末永よりご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

本日は、お忙しいところ「第1回みやぎ食の安全安心推進会議」に御出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より、本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度に入ってから、仙台市を含む、県内で2件の食中毒事案が発生しておりますが、県内の食を起因とする健康被害の発生状況は、これまでのところ比較的穏やかに推移しています。

一方、全国的にはコロナ禍の際に大きく減少していた食中毒の発生件数が増加傾向に転じていることから、関係機関との日頃からの緊密な情報共有や迅速な原因究明など、連携強化が重要であり、引き続き緊張感を持って健康被害の発生や拡大防止に向けてしっかりと取り組んでまいります。

本日は、食の安全安心に関する令和 6 年度の施策の実施状況の評価と、今年度末の策定を目指す、第 5 期基本計画について御審議いただく予定としております。

本会議を通じて、県民の皆様にも、より良く、より分かりやすい計画を策定し、効果的な施策を実施できるよう、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

(会議成立報告)

本日の会議は 13 名の委員にご出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(事務局紹介)

ここで事務局員を紹介させていただきます。環境生活部長の末永仁一でございます。

農政部技監兼副部長の高澤和寿でございます。

水産林政部副部長の佐藤崇でございます。

食と暮らしの安全推進課長の梶原光弘でございます。

同じく食と暮らしの安全推進課技術副参事兼総括課長補佐の中田聡でございます。

また私は本日、司会を務めさせていただきます。食と暮らしの安全推進課総括課長補佐の前場大二と申します。どうぞよろしくお願い致します。

(資料確認)

議事に入る前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料を御確認願います。

資料 1 は「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）（素案）」

資料 2 は「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）（素案）の策定概要」

資料 3 は「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第 4 期)」に基づく令和 6 年度施策実施状況（案）」

資料 4 は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策実施状況（案）概要版」

資料 5 は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策実施状況（案）の評価方法」

資料 6 は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 7 年度施策実施計画（案）」

資料 7 は「令和 7 年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業計画」

資料 8 は「令和 7 年度食の安全安心に係る県民アンケート調査票（案）」

資料 9 の「食品に係る放射性物質検査結果」となります。

また、参考資料 1 は「R7 年度推進会議等スケジュール」、参考資料 2 は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）」、そして、配布資料として「フードロスクーポン参加店舗募集チラシ」がございますが、全てお揃いでしょうか。

それでは議事にはいります。当会議は情報公開条例第 19 条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきたいと存じます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 1 項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願いたします。

(議事)

皆さんおはようございます。本年度第 1 回のみやぎ食の安全安心推進会議ということでよろしくお願いたします。

先ほど部長からも挨拶がございましたが、食中毒についてはこれからは危惧されるところであります。先日テレビで鶏肉のカンピロバクターの話が出ており、カンピロバクターはなかなか除去することができないということだと思いますが、これから本当に気を付けないといけない時期ですのでよろしくお願いたします。

また、宮城県の場合には農林水産物、加工食品含めて非常に幅広い品目が多い中で、特に水産関係のアニサキスも一昨年あたりから増えてきておりますので、そのあたりも注意してみていかないといけないと思っております。

本日は先ほどお話がりましたが、第 5 期の基本的な計画の策定と第 4 期の評価のお話になります。第 5 期計画では基本的な方針などに見直しがかかっておりますので、そのあたり十分に委員の皆様のご意見をいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。まず当会議ですが、消費者および事業者・生産者代表、それから学識経験者から構成されている会です。それぞれの立場から貴重なご意見を広く頂戴する場にしたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をぜひともよろしくお願いたします。また議事の進行にご協力をよろしくお願いたします。

それではまず議題 1 のイ「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 5 期）の策定について」事務局から説明をお願いたします。

(議題 事務局説明)

食と暮らしの安全推進課の梶原です。議題のイ「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）」の策定について資料 1 と資料 2 をもとに説明しますが、まず初めに、今年度最初の会議となりますので、参考資料 1 により、当推進会議のスケジュールと、次の議題である「施策の実施状況」の公表までの流れを説明させていただきます。

参考資料 1 をご覧ください。表の左列、太枠で囲った列に推進会議の開催予定を記載しています。上段の 1 月から 5 月にかけて濃く網掛けされている部分はすでに対応したものでございます。

まず 6 月ですが、本日が第 1 回推進会議、8 月 1 日に第 2 回、11 月 14 日に第 3 回、2 月 6 日に第 4 回推進会議を予定しております。

続きまして、左から 2 つ目にある、「主な検討内容」です。今年度、検討いただくものは主に 2 点です。

1 点目は次の議題にもなっています、基本計画に基づく前年度施策、今回は令和 6 年度施策の実施状況に対する評価です。評価については、後ほど詳しくご説明しますが、委員の皆様には、6 月 13 日までに施策の実施状況を評価していただきます。

西川会長には、各委員の評価を踏まえた総評、つまり推進会議全体としての評価案を作成していただきま

す。この総評案を第 2 回推進会議で検討いただき、推進会議としての評価を決定していただきます。その後、8 月下旬に県庁内部における意思決定機関である「宮城県食の安全安心対策本部」会議を経て、9 月定例県議会に報告し、10 月に公表する予定としております。

主な検討内容の 2 点目は第 5 期基本計画策定関連です。参考資料 2 で配布している現行の第 4 期基本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画となっているため、昨年度から事務局側で骨子案の作成を開始し、今年 2 月の令和 6 年度第 3 回推進会議で第 5 期基本計画の骨子案を報告させていただいたとともに、計画策定の流れや施策体系の大分類から中分類までの変更概要等について、承認いただいています。第 5 期基本計画に関しては今回と第 2 回推進会議でご意見を頂き、第 3 回推進会議で最終的に承認いただく流れとなります。

「主な検討内容」の右列、「主な報告内容」は 3 点です。

「主な報告内容」に（予定）とありますのは、現在事務局で、推進会議の開催方法や報告項目の見直しを検討しているためでございます。開催方法などの詳細については次回の推進会議の際にご報告いたしますので、今回は説明を省略させていただきます。

推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては、以上となります。

それでは改めて、食の安全安心推進基本計画（第 5 期）について説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。資料 1 は計画の素案であり、現在検討中の部分など、細かい修正を引き続き行いますので、資料 2 の策定概要を用いまして、現在の検討状況等を含めて説明いたします。

初めに、前回の推進会議での承認事項を簡単におさらいします。

2 ページをご覧ください。このページでは現在の第 4 期基本計画の概要を載せています。下段にありますように、大綱が【安全】【安心】【協働】の 3 つであることが主な内容となっております。

3 ページをご覧ください。このページでは第 5 期基本計画を策定する上での、策定の視点、計画の目的・対象、言葉の定義、施策の範囲を明確にしたことのほか、計画策定方法として県民アンケートを使用したことを記載しています。

策定の進め方について改めて説明させていただきますが、第 5 期計画の策定に当たっては、「第 4 期計画の施策体系が煩雑化し、県民に分かりづらいのではないか」といった問題意識を持ち、目的や対象、施策内容を整理し、より分かりやすい計画にするといったことを基本的な視点としています。そのため、基本計画の冒頭において「生産者・事業者・消費者が、食品の安全性と信頼性を確保するための計画」という、目的と対象を明確にするとともに、安全は科学的知見に基づくもの、安心は情報や施策の結果を県民が正しく理解した時にもたらされるもの、として定義しました。また、本計画の範囲は「生産から消費に至る一連の過程」ということも再確認し、一連の過程の各段階で、科学的知見に基づく安全と、情報を正しく理解することによる安心を確保する計画であるということを明確にしました。

一番下の部分ですが、施策体系を整理する上では、これまでの策定方法と異なり、本件に特化した県民アンケートを実施し、安全・安心それぞれに対して関心の高かった項目に焦点を当てるなど、より県民意見を反映させた基本計画となるよう意識しています。

4 ページをご覧ください。前回の推進会議では、大分類を現在の「安全」「安心」「協働」の 3 つから「安全の確保」「安心の確保」の 2 つに統合したこと、「安全」に関する中分類を、「支援」と「監視」といった県施策の取組内容別の分類方法から、「生産段階における支援・監視」と「製造～消費段階における支援・監視」

といった段階別に再分類したこと、「安心」に関する中分類については、類似の分類や施策を整理した上で再構築したこと、の3点についてご承認いただきました。

5 ページをご覧ください。その後事務局において、県庁内のワーキンググループを開催し、承認いただいた大分類から中分類を基に、小分類とそれにぶら下がる各施策、そして小分類の目標の方向性について検討しました。太枠で囲った部分が、本日ご審議いただく内容となります。

全体像としましては、表に記載の通り左側にある小分類が9項目、右側にある個別施策が全部で29項目となっています。現行の基本計画では小分類が18項目、個別施策が42項目ですので大分すっきりしているかと思えます。

6 ページをご覧ください。中分類ごとに施策内容を説明します。

中分類 1「一次産業における適切な生産環境の確保」についてです。生産段階における安全性の確保では、施策の対象を農薬や肥料などの生産資材といった【物】、生産者といった【人】、そして知見の蓄積といった【知】の3つに分け、施策の目的が何であるかを明確にするため、小分類 1 を「適切な生産資材製造業者の監視・検査」、小分類 2 を「適切な生産に向けた生産者の指導」、小分類 3 を「食の安全性確保に関する知見の蓄積」といたしました。

小分類を整理する際には、「何をもって安全を感じるか」という県民アンケートの結果を整理したところ、全体的に「監視指導」、「検査」、「法令遵守」、「適切な生産資材の使用」、「生産物管理」、「科学的知見の蓄積と普及」、「衛生管理」といったキーワードが多く見られたことから、それらを大まかにグループ分けし、この小分類としました。

表の中央、目標の方向性ですが、小分類 1【物】については、その右側にあります【不適正な資材の流通防止】となり、主に資材の製造・流通に関わる事業者を対象とした、立入検査数や立入検査実施率などの目標を検討しています。なお、生産段階では農業・畜産業・水産業・林業と分野に幅があることから、分野毎に目標を設定するよう検討しています。

個別施策としては、その右側にありますとおり、農業をはじめ各分野における「適正な生産資材の製造・流通の促進」を挙げています。第4期基本計画における農薬や肥料、飼料といった生産資材製造業者等への立入検査が主な内容となります。なお、これまでの計画と違い、「農薬」等といった具体的な名称を使っていますが、これらは生産振興には欠かせないものであり、かつ適切に使用されれば科学的にも安全であるとされています。そのため、「農薬が安全ではないもの」という誤解につながらないように、あえて生産資材という表現にしております。

小分類 2【人】については、その右側にあります【資材の不適正使用の防止】が目標の方向性です。生産資材の使用者、つまり生産者に対する立入検査や、指導の結果としての食品規格基準違反数を下げる方向を検討しています。

個別施策として、農産物をはじめ各分野における「安全な作物の生産に向けた指導」を挙げています。これまでの計画における農薬使用者への立入検査や生産に係る日々の巡回指導の中での助言などが主な内容となります。林業に関しては、放射性物質に関する適切な生産指導という形で生産再開者数を目標としています。

次に小分類 3【知】については、右端に記載の通り各分野における調査研究の項目となります。「科学的知見の蓄積」について、県民アンケートの結果、特に若者の中で関心が高かったことから、小分類として扱っています。

調査研究の内容としましては、カドミウム吸収抑制や貝毒・ノロウイルスの調査、放射性物質に関する研究などが該当します。なお、調査や研究に関しては長期的・継続的な取組であり、数値目標の設定が困難であることから、研究を進捗させるといった定性的な目標を考えております。

また、第4期基本計画で別々の施策として取り扱っていたものも、施策の目標が同じであれば同一の施策として取り扱うことで、施策数の圧縮につなげています。

7ページをご覧ください。次に中分類2「食品の適切な製造・流通・消費環境の確保」についてです。

製造から消費段階における安全性の確保について、県民アンケート結果を踏まえつつ中分類1との統一性を持たせ、施策の対象を「食品製造施設や食品そのもの」といった【物】と、「事業者」といった【人】に分けております。小分類4が「適切な監視指導及び食品検査の実施」、小分類5が「食品事業者による安全性確保に向けた支援」といたしました。

表の中央、目標の方向性について、小分類4【物】に対しては、【不適正な食品の流通防止】とし、主に製造施設、販売施設を対象とした監視指導実施率や食品検査の実施率を目標として検討しています。なお、右下の吹き出し部分に記載しておりますが、これまでは食品に係る様々な検査を、それぞれ別の施策として記載しておりましたが、今回は食品検査としてまとめています。また食品中の放射性物質検査につきましても、これまでは単独で小分類としておりましたが、小分類4の中の個別施策として実施することとし、放射性物質検査を含む多方面の食品検査によって安全性を確保することを目指しています。

次に小分類5【人】については、【衛生管理能力の高い事業者の増加】を目標の方向性としています。食品関連事業者の衛生管理能力の向上により、製造から消費までの安全性を確保するものであり、この目標として、各事業者の自主的な衛生管理計画等の策定・公開を行う、取組宣言の登録者数を増やすことを検討しています。ここでは事業者に対する指導や講習会、など様々な機会を捉えた取組宣言の周知等を想定しています。

8ページをご覧ください。ここからは大分類「安心の確保」における中分類3「県民参加体制の構築」についてです。これらを整理する中で、「情報」の扱い方を切り口として、施策の対象を【情報収集】【情報発信】【知識向上】の3つに分けまして、施策の目的を明確にしております。小分類6が「幅広い県民意見収集機会の提供」、小分類7が「食の安全安心に関する情報発信」、小分類8が「消費者等に対する研修会等の実施」といたしました。

資料に記載しておりませんが、「何をもって安心を感じるか」についての県民アンケート結果では、「県民ニーズの把握」、「情報発信」、「相互交流」、「知識向上のための研修会」といったキーワードが多く見られたことから、【情報】の取り扱いが鍵になると感じております。

一方、安心は主観的なものであり、その数値化が困難であることから、小分類6から8については全て、県民アンケートで該当項目の満足度を問う設問を用意し、満足度の向上を目標とすることを検討しております。

小分類6【情報収集】については、県民意見・県民ニーズの適切な把握を目指し、アンケートや窓口の設置など、県民に対し様々な手段での意見収集機会を提供するものです。

小分類7【情報発信】については、収集した県民意見や県民ニーズに対して、県民の「わからない」「知らない」といった状況を解消することを目的に、必要な情報をHPやSNSなどの様々な手法で情報発信するものです。

小分類8【知識向上】については、県や国、事業者などから発信される情報を、県民が正しく理解するこ

とが安心につながるという考えのもと、様々な機会での知識向上につながる研修会等を開催するものです。

これらの取組は県が主に行うものではありませんが、事業者による自主的な取組や、県民の積極的な参画が重要であることから、県民参加体制の構築という中分類を構成するものと考えております。

9ページをご覧ください。中分類4「食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備」についてです。

第4期基本計画では大分類3「協働」に位置付けられていた、県組織内の危機管理体制に関わる項目となります。

小分類9は「危機管理体制整備と対応マニュアルの整備」となり、第4期基本計画から引き続き、県組織内での危機管理体制の構築や各種マニュアルの整備により、食を起因とする健康被害の予防と、発生時の迅速な対応を実現するものとなります。個別施策の3つ目ですが、第5期基本計画では、断続的な食の安全安心確保を目的とした、「庁内職員に対する人材育成」を新たな施策として追加し、人事異動などによって担当職員等が変わった際も、研修会等の実施により、職員に対し、危機管理意識を醸成する取り組みを展開したいと考えています。

ここまでの第5期基本計画における施策体系の大分類から個別施策、そして具体的な数値は現在検討中ですが、目標の方向性となります。

10ページをご覧ください。この表は第4期基本計画の施策体系と第5期基本計画の施策体系の対照表です。

基本的には第4期基本計画における施策を統廃合しながら整理して再配置したものとしますので、実施内容が大きく変わることはなく、より分かりやすくなるよう、シンプルかつコンパクトにしたものであります。一方、前回の会議でもお伝えしたように、「食の安全安心確保」の趣旨とは若干異なるものについては、最後に説明いたしますが、他の条例、他の計画で推進するものとしたほか、県の取組ではない施策などは第5期基本計画では削除しております。削除した主な施策としましては、国が行うGAPの推進や家畜伝染病予防、市町村による水道水の放射性物質検査といった部分です。

11ページをご覧ください。次に第5期基本計画の完成版における各種記載方法の変更について説明します。

これまで「食の安全安心確保に関する基本的な計画」としていた計画の名前ですが、第5期ではよりシンプルに「食の安全安心推進基本計画」にしたいと考えています。条例第6条で計画の策定について明記されていますが、シンプルに分かりやすくといい計画策定の視点や、「みやぎ食の安全安心推進条例」という条例の名前、また、当会議「みやぎ食の安全安心推進会議」の名称に寄せる形にしたいと思います。

12ページをご覧ください。これは第5期基本計画に記載される、第4期基本計画の総括部分となります。

左側が第4期基本計画、右側が第5期基本計画です。これまでは、左側の枠で囲っている部分のように、施策毎に成果と課題を文章形式で記載していましたが、委員の皆様からの評価が小分類毎であることを踏まえ、「小分類として何をしたのか」を簡潔に箇条書きにすることで、分かりやすくしました。

13ページをご覧ください。これは第5期基本計画に記載される施策内容の説明部分となります。

左側が第4期基本計画、右側が第5期基本計画です。これまでは、左側の枠で囲っている部分のように、先ほどと同様、施策毎に取組内容を文章形式で記載していましたが、委員評価が小分類ごとであることから、まず小分類としての目標を先に記載し、それを達成するために、どのような施策をどの課室が実施するのかを分かりやすくしました。加えて取組内容をイメージしやすいよう写真やイラストなども付けることで、より県民に分かりやすい計画にしたいと考えています。

14ページをご覧ください。これは基本計画の最後のページ部分となります。

左側が第4期基本計画、右側が第5期基本計画です。これまでは、左側の枠で囲っている部分のように、

基本計画最終ページの文章中で、他部局における各計画との関連性を簡潔に記載していました。

第 5 期基本計画ではもう少し具体的に、各計画の目的や概要、担当分野などを記載することで、どの様な計画との関連性があるのかを明確にしました。これにより、第 5 期基本計画で扱う分野とそれ以外の分野を明確にできると考えています。また計画毎に QR コードを付け、各計画の詳細も所管課室 HP から確認できるようにしています。

最後に、前回の推進会議で「持続可能性の視点を盛り込んだ方がよいのではないか」、とのご意見を頂いておりました。

ご意見を踏まえ、庁内ワーキンググループで十分に検討しましたが、持続可能性については、特に生産部局に関連する視点であることから、農政部の「みどりの食料システム戦略」や「食と農の県民条例基本計画」などで推進することとさせていただきますので、ご理解願います。

第 5 期基本計画（案）の策定の説明につきましては、以上です。

（会長）

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対して、皆様方からご意見をいただきたいと思えます。少し速く進みましたのでわかりにくい部分もあったかもしれませんが、資料 2 を中心に説明をしていただきましたので、資料 1 と見比べながらでもかまいませんので、ご意見をいただけますでしょうか。

（会長）

確認ですが、基本計画（第 5 期）の場合に、資料 2 の 10 ページに統廃合や統合先と書いてありますが、「×」の部分は食の安全安心推進会議では取り上げないが、他の委員会等でしっかり推進できているということで、この計画からは省くということよろしいでしょうか。

（食暮課）

おっしゃる通りであり、他の計画等で推進してまいります。

（氏家委員）

3 ページの策定方法で県民アンケートの実施と集約が加わってきていると思うのですが、昨年に大学生などに行われたアンケートの質問を見ると、結構質問が難しいような感じがし、十分に意見を吸いとれるのかという心配が一つと、子育て世代の意見を抽出するというのがなかなか難しく、施策に県民の声を活かそうということとはとてもいいと思いますが、活かし方等に偏りが出ないようにできるのかということ懸念しております。

（食暮課）

アンケートにつきましては、今後十分に分かりやすい設問になるよう意識したいと思えます。また集計の偏りが出ないよう注意したいと思えます。

（会長）

よろしいでしょうか。これは世代ごとのバランスや数といった目標はありますか。

(食暮課)

割合などの目標については特に定めておりません。

(会長)

なるべく若い世代からまんべんなく意見を集めるようにぜひお願いします。
そのほかいかがでしょうか。

(意見無し)

それではご意見無いようですので、この基本計画の方針については前回確認をしておりますし、今回改めて少し詳しく分類等含めて出していただきました。この形で進めるということでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

それでは議題のイにつきましては以上となります。次に議題のロ「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和6年度施策実施状況の評価について」事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議題のロ、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく令和6年度施策の実施状況（案）の評価について御説明いたします。

資料3を御覧ください。こちらは実施状況報告書の素案となります。

2ページは第4期基本計画の概要です。中ほどになりますが、施策の大綱は、「安全で安心できる食品の供給の確保」、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「食の安全安心を支える体制の整備」の3つで、それぞれ安全、安心、協働がキーワードです。表紙にお戻りいただいて、裏面、目次の第2の部分を御覧ください。ローマ数字のⅠからⅢは、大綱の1つ目から3つ目に対応し、施策体系の中では大分類として扱っています。

目次の第4に、施策の実施状況に対する『みやぎ食の安全安心推進会議』の評価とあります。52ページ以降の評価部分につきましては、現時点では空欄となっておりますが、ここに、第2回推進会議で検討いただいた評価を記載することになります。

次に、昨年度実施した施策ごとの状況を資料4、実施状況（案）の概要を用いまして御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。大綱1点目、ローマ数字のⅠ「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、中分類1「生産及び供給体制の確立」の小分類1「生産者の取組への支援」です。

右側にあります「P4～11」は、資料3の該当ページをお示しております。この小分類は、施策1から4にかけて、4つの施策で構成されています。

地球温暖化防止や生物多様性、有機農業、GAP 導入、農薬の適正使用、牛の耳標装着を推進しました。

その下に表を記載していますが、数値目標と令和 6 年度の実績を小分類毎にまとめて記載しております。この部分については、特に説明が必要な部分のみ触れさせていただきます。

次に、小分類 2「農林水産物生産環境づくり支援」です。この小分類は、施策 5 から 8 にかけて、4 つの施策で構成されています。カドミウム基準値超過米の発生抑制、家畜伝染病の発生予防、貝毒やノロウイルスによる食中毒の発生防止、原木しいたけの原木調達と生産指導を推進いたしました。

3 ページを御覧ください。次に、小分類 3「事業者の取組への支援」です。この小分類は、施策 9 から 10 にかけて、2 つの施策で構成されています。HACCP の導入と実践、県内飲食店における県産食材の産地表示等を推進いたしました。数値目標としている HACCP 研修会参加施設数が大幅に増加し、目標まであと一歩といった状況となりました。

次に、中分類 2「監視指導及び検査の徹底」の小分類 1「生産段階における安全性の確保」です。この小分類は、施策 11 から 14 にかけて、4 つの施策で構成されています。農薬などの生産資材製造業者及び使用者への立入検査や養鶏農場のモニタリング検査等による高病原性鳥インフルエンザの発生予防に取り組みました。

4 ページを御覧ください。次は小分類 2「流通・販売段階における安全性の確保」です。この小分類は、施策 15 から 18 にかけて、4 つの施策で構成されています。施策 15 から 18 によって、食品営業施設等に対する監視指導、食品の規格基準検査、収去検査、と畜検査、食鳥検査、等の各種検査や事業者への立入検査を実施いたしました。

次に、小分類 3「食品表示の適正化の推進」です。この小分類は、施策 19 から 21 にかけて、3 つの施策で構成されています。食品表示に関する相談窓口の設置、健康食品の買上げ調査、県内スーパー等のモニタリング調査、事業者への食品表示に関する講師派遣を実施いたしました。

5 ページを御覧ください。次は、小分類 4「食品の放射性物質検査の継続」です。この小分類は、施策 22 から 23 にかけて、2 つの施策で構成されています。食品に係る放射性物質検査を実施し、結果を迅速に公表いたしました。

6 ページを御覧ください。ここからは、大綱 2 点目、ローマ数字Ⅱ「食の安全安心に係る信頼関係の確立」です。

中分類 1「情報共有及び相互理解の促進」の小分類 1 は「情報の収集、分析及び公開」です。この小分類は、施策 24 から 25 にかけて、2 つの施策で構成されています。みやぎ食の安全安心消費者モニターへのアンケートによる情報収集、HP や SNS による各種情報発信を行いました。

数値目標としている食の安全安心ホームページアクセス数ですが、昨年度までの報告において集計漏れがあり、改めて集計したところ、令和 6 年度は約 19 万アクセスであり、目標を達成しています。

次に、小分類 2「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」です。この小分類は、施策 26 から 28 にかけて、3 つの施策で構成されています。消費者と事業者・生産者との相互交流の促進や、各種イベントによる相互理解の促進、食育を推進いたしました。

7 ページを御覧ください。上の表にありますように、設定している数値目標において、全ての項目で向上しており、学校給食の地場農林水産物利用品目割合や食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数は目標を達成しております。

次に、小分類 3「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」です。この小分類は、施策 29 から

31 にかけて、3 つの施策で構成されています。生産・流通・消費の各段階で行われる測定結果に加え、市町村等が実施する水道水、自家消費用の農産物等の測定結果について、「みやぎ原子力情報ステーション」で公表しております。

次に、中分類 2「県民参加」の小分類 1「県民総参加運動の展開」はです。この小分類は、施策 32 から 34 にかけて、3 つの施策で構成されています。消費者モニター事業、みやぎ食の安全安心取組宣言事業、食の安全安心理解度アップ事業を展開・実施し、県民の知識向上、消費者と生産者・事業者との相互理解促進を図りました。

8 ページを御覧ください。上の表にありますように、数値目標については、まだ未達成の項目も多いですが、消費者モニター数が目標を達成しております。

次に、小分類 2「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」です。この小分類は、施策 35 から 36 にかけて、2 つの施策で構成されています。消費者モニターアンケートやみやぎ食の安全安心推進会議、パブリックコメント、各種相談窓口などを通じた県民意見の把握と相談対応を行いました。

9 ページを御覧ください。次からは、大綱 3 点目、ローマ数字Ⅲ「食の安全安心を支える体制の整備」です。

中分類 1「体制整備及び関係機関等との連携強化」の小分類 1「安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」は施策 37 に該当し、令和 5 年度施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、県議会への報告と県民への公表を行いました。

小分類 2「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」は施策 38 に該当し、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、情報収集・情報共有により食に係る危機の未然防止に努めました。

小分類 3「食の安全に関する調査・研究の充実」は施策 39 に該当し、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握しました。

小分類 4「食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」は施策 40 に該当し、原乳・牧草の放射性物質検査を実施するとともに、牧草等への土壌からの放射性物質移行に関する調査・研究などに取り組みました。

小分類 5「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」は施策 41 に該当し、関係機関との連携、協働により、施策の推進に努めるとともに、食中毒や違反食品が発生した際は連携して対応しました。

最後に、中分類 2「みやぎ食の安全安心推進会議」は施策 42 に該当し、本会議を 3 回開催し、令和 5 年度の施策の実施状況について評価していただきましたほか、食の安全安心に関する情報共有・意見交換を行いました。

令和 6 年度施策の実施状況（案）の評価に関する説明につきましては、以上となります。

引き続き、評価方法について御説明いたします。資料 5 を御覧ください。

委員の皆様には、ただいま説明した令和 6 年度施策の実施状況（案）の評価をしていただきます。

まず、1 の評価対象ですが、基本計画における小分類 18 区分についてそれぞれ評価を行っていただくようお願いいたします。

18 区分について説明します。2 ページをご覧ください。

基本計画は、3 つの大分類から構成されております。大分類の一つ目、ローマ数字の I は、安全で安心で

きる食品の供給の確保で、「安全」に関する施策です。中分類が 2 つあり、その下に小分類として①～⑦の 7 区分あります。大分類の二つ目、ローマ数字のⅡは、食の安全安心に係る信頼関係の確立で、「安心」に関する施策です。中分類が 2 つあり、その下に小分類として⑧～⑫の 5 区分あります。大分類の三つ目、ローマ数字のⅢは、食の安全安心を支える体制の整備で、「協働」に関する施策です。中分類が 2 つあり、その下に小分類として⑬～⑱の 6 区分あります。これらを合わせて 18 区分となります。

1 ページにお戻りください。2 「評価の方法」について説明します。

まず初めに、(1) 各委員による個別評価 を実施していただきますので、小分類ごとの達成度を、A 「達成している」、B 「概ね達成している」、C 「達成していない」の 3 段階で評価ください。

評価の際は、「進捗状況」、「連携状況」、「協働状況」といった視点から判断をお願いします。

どこに重点を置くかは、委員の皆様の御判断でかまいません。そのため、数字としては結果が表れていなくとも、取組状況や取組に至る連携状況なども考慮いただければ幸いです。

また評価に際し、御意見や御提言がある場合は、施策ごとに記入いただければ、今後の施策の参考とさせていただきます。

次に、(2) 会長による総評 に進みます。

各委員の個別評価や意見・提言を踏まえ、西川会長に「みやぎ食の安全安心推進会議としての評価」である総評案を作成していただきます。

3 「今後のスケジュール」ですが、委員の皆様には、会議終了後に評価表を送付させていただきます。

評価期間が短く大変恐縮ですが、今月 13 日（金）までに事務局あて御報告くださいますようお願いいたします。郵送によるご返送を希望される場合は、会議終了後に返送用封筒をお渡しいたしますのでお声がけください。

西川会長に総評案を作成いただいた後、8 月 1 日を予定している第 2 回推進会議において委員の皆様にご総評案を検討いただき、推進会議の評価を確定する流れとなります。

次に、具体的な評価表の記入方法について御説明いたします。3 ページをご覧ください。

上からタイトルと達成度があり、その下、ローマ数字のⅠ「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の 1 「生産及び供給体制の確立」が中分類、そしてその下、表上段にあたる(1)「生産者の取組への支援」が小分類となります。

この小分類は イ から ニ までの 4 施策で構成されております。小分類毎の評価ですので、イ から ニ の 4 施策で 1 つの評価をしていただきます。表右端の達成度欄に、ABC のいずれかを記入していただきます。なお、右から 2 列目に「ページ」の列がありますが、これは資料 3 の記載ページに対応しております。

次に資料 3 の見方について説明します。そのまま 4 ページをお開きください。上段部分では資料 3 の 4 ページを抜粋しています。

例えば、上から 4 行目、イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進（施策 1）ですが、課室毎の具体的な実施状況や取組写真が掲載しており、下部、青囲みの中に主な成果を記載しています。

下段部分では資料 1 の 6 ページを抜粋しています。この部分に小分類毎に設けた「主な数値目標」の項目と実績があります。なお、「主な数値目標」は、施策 1 つ 1 つに対応して設定している訳ではございませんので予めご承知おきください。

評価の際は、「主な数値目標」だけでなく、各施策の実施状況や成果等も含めて、総合的に評価くださいますようお願いいたします。また、資料 3 の 41 ページ以降に、実績数値の総括表を付けています。

後ほど御確認いただければと存じますが、数値目標のほかにも各種実績や関連事業費を記載していますので、

評価の際には、こちらも参考にしてくださいようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。評価の方法も含めて説明いただきましたが、たぶん委員の皆様方、お聞きした中で「ここちょっとわからない」「評価するにあたってここは数値目標が低いけれども、その理由は何なのか」など気になるところもあるかと思います。ぜひともご質問・ご意見をお願いしたいと思います。

阿部委員どうぞ。

(阿部委員)

阿部でございます。

提出方法について確認したいのですが、郵送を希望の方は返信用封筒を用意いただけるということでしたが、それ以外の提出方法についてはメールか何かを想定していらっしゃるということでしょうか。

(食暮課)

メールでの提出をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

私から質問させていただきます。資料 3 と 4 ということで、資料 3 に詳しく書かれていますが、例えば GAP の部分、資料 4 の 2 ページになります。国際水準の GAP 導入の認証件数 152 件ということで、目標よりかなり低いのです。資料 3 の 5 ページには GAP の普及拡大が書かれていますが、国際水準の GAP と JGAP では違うと思いますが、どちらも含めての数値でしょうか。

(みや米課)

国際水準 GAP につきましては JGAP、GlobalGAP 全部含めての件数となります。

(会長)

それでは資料 3 の 5 ページの下は、GAP 認証の取得に向けた研修会は 3 種類とも実施しているのでしょうか。

(みや米課)

研修会につきましては、GAP の種類ごとに分けて実施しているものではなく、GAP 全体の研修会、指導者向けの研修会を実施しています。

(会長)

それは主に JGAP でしょうか。

(みや米課)

主にという意味では JGAP となります。

(会長)

国際水準というものに JGAP や GlobalGAP、ASIAGAP が含まれているということがわかるといいのですが、この資料ではわからなかったためお聞きしました。委員の皆様も読んでいてわからないことがあれば、今質問した方がいいかと思います。わからないままでは評価できないのではないかと思います。

また、毎年出ますが、環境保全型農業の施策も少し評価方法を変えましたが、まだ目標到達は厳しい状況です。数字だけを見ると悪い評価になる可能性もあるので、評価にあたって、そのあたりの理由があれば教えてください。

(みや米課)

この数値目標は、国の交付金制度に取り組んでいる生産者をカウントしており、前年度よりも若干ではあるが増加しております。また、取り組む市町村も令和 6 年度は令和 5 年度から 1 市町村増えています。目標達成に向けて、引き続き生産者・関係機関への取組拡大の支援を進めてまいります。

(会長)

わかりました。

氏家委員お願いします。

(氏家委員)

会長がおっしゃったように、去年も資料 3 に関する説明があったので、それを聞きながら評価しやすかったのですが、今日の次第では資料 3 の詳細な説明はなく、各自で読んで評価していくというところに、大丈夫かなという、西川会長と同じ心配をしています。スケジュールの都合もありますが、資料 3 の詳細をもう少し丁寧に説明いただきたいと思いましたが、どうでしょうか。

(会長)

昨年も今回と同様に抜粋版で説明されていたので、やり方については変わっていませんが、やはり委員の皆さんにとっては、数値目標に至っていないものが気になるのではないかと思います。例えば GAP もそうですが、食品表示の研修会が 7 件になっていますが、保健事項も含めた場合は 36 回となっており、そもそも 7 回の標記が正しいのか、保健事項も含めて 36 回が正しいのではないかと思います。どのような判断をされたのか、また、集計漏れで HP のアクセス数も増えていますが、という理由なのかといったことを聞いたら評価する上でもっとよかったと思います。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。研修会につきましては、これまで品質事項と衛生事項のみをカウントして目標値を設定し報告しておりましたが、食品表示法には保健事項も含まれますので、より正確な数値という意味でこのような記載となっております。また HP の集計漏れにつきましては、令和 2 年度以降に新規に作成したページのカウントが含まれていなかったということでございます。

(会長)

その他いかがですか。星委員お願いします。

(星委員)

星です。

資料 4 の 6 ページ、資料 3 の 24 ページとなります。HP のアクセス数の件で少々お伺いしたいのですが、今後の施策をやるにも、情報発信の仕方や、わかりやすく、また県民の若い世代を中心に意見を集めるアンケートを実施するということから、HP のアクセスというものは非常に重要なツールになると思うのですが、今回の報告を見ると Facebook や Instagram への情報発信を行ったとあります。こういったところは若い世代の人たちが食いつきやすいところです。資料 3 を見ると X 投稿数 126 件ということで、Facebook や Instagram の他に投稿数ということで X が新たに出てきていますが、この辺の取扱いとして 3 つの SNS すべてに投稿していると考えてよろしいのでしょうか。また HP へのアクセス数が増えたということは、各種 SNS に HP へのリンクを掲載したことで誘導されたと分析されるのでしょうか。今後アンケート等を実施する際に、こういったツールを使って若い世代や子育て世代からの意見収集に使い、繋げていくのかをお示しいただけると、次期計画にも繋がる評価ができると思います。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。HP 等につきましては重要なツールと認識しております。SNS については各課室で対応しており、すべての情報を取りまとめて投稿しているものではございませんが、情報集約などにつきましては今後検討していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

私の方からもう一件、資料 4 の 8 ページ、各種講習会の参加者数が令和 6 年度 923 名で、目標は 2,000 人で、基準値の令和元年に比べても減っております。このあたりのやり方について評価の仕方が異なるのでしょうか。数字だけ見ると悪い評価になる可能性もあるので、教えていただければと思います。

(食暮課)

令和元年の際は食品衛生法の改定があり、その際により力を入れて研修会を実施したため、参加者数が多かったという経緯がございます。今後様々な機会において研修会等を実施していきたいと思っております。

(会長)

施策 36 の地方懇談会が減っていることも何かしらの理由があるのでしょうか。

(食暮課)

地方懇談会については各合同庁舎単位で実施しているものであり、コロナで減少した基調が回復していない状況です。地域に密着して意見交換する場であるため、各機関と調整しながら積極的に開催を進めたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。門協委員お願いします。

(門協委員)

資料4の7ページの、学校給食の地場産農林水産物の関係ですが、令和6年度の実績が42.9で令和7年度の目標値が40。42.9まで上がっているのに目標を40に下げているということはどういった理由なのでしょう。40であればいいということであるのか、さらに地場産品を増やしていくという考え方はないのかお聞かせください。

(農政室)

第4期計画の策定時に設定した目標値であり、現計画での目標値の引き上げは行いませんが、第5期の策定と合わせて見直しを含めて検討してまいります。

(会長)

計画の最終目標になっているということだと思います。
その他いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

門協委員からでた意見と同じテーマですが、私も食品産業協議会という立場で出席していますが、同時に宮城県味噌醤油工業協同組合も仰せつかっております。オール宮城のモノづくりという観点で申し上げますと、学校給食で4割という目標設定が実際どうなのか、他県でもっと地場産品を使うことに成功されている県があるのだとすれば、4割というものが必然なのか、もうちょっと目標を高く持ってやるべきなのかということも、評価をさせていただく立場の者としては、どの程度達成されているのか、もっと宮城県産品を積極的に使うような数字設定というものをお願いできればと思う次第でございます。

(農政室)

学校給食については教育庁と連携して進めており、今後も連携を継続しながら推進してまいります。

(保体課)

学校給食に関する地場産品の積極的な活用に関しましては、栄養教諭への研修会等でも話をしております。今後につきましても、年々使用割合は上がっておりますが、より一層上がるような形で取り組んでまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。氏家委員お願いします。

(氏家委員)

本件につきましては学校給食における品目数の割合になっているため、ほうれん草「一つ」といった少量使用した野菜なども1品目と数える話であり、量的な問題はここでは含んでおりません。もっと数値が上がったほうがいいとは私は思いますが、宮城県の場合は環境保全米が90%使われているということで、主食の部分が大きく、それを踏まえますと他県と比べて食べている総合的な量はそこまで劣らないかもしれないということはお話しておきます。

(会長)

ありがとうございます。目標の設定の仕方もあると思いますので、評価する委員の皆様も次期計画に向けて、その要望のようなものも書いていただく方が良いと思います。例えば目標の設定の仕方をもっと変えた方がよいのではないかなど、それを含めて評価表に書いていただければと存じます。

その他いかがでしょうか。

(意見無し)

それではご意見が出尽くしたようですので、口の第4期基本計画に基づく施策の実施状況とその評価について、この形で進めるということよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは報告に移ります。

報告のイ「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく令和7年度施策実施計画」からハ「食品に係る放射性物質検査結果」まで、事務局から説明をお願いします。

(報告 事務局説明)

報告のイ、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく令和7年度施策の実施計画について資料6をもとに説明します。

報告の口、ハは実施計画の関連事項であるため、まとめて説明します。

こちらの資料では、基本計画の施策ごとに、今年度実施する主な関連事業の概要を記載しています。見やすさの向上を図るため、資料の構成を昨年度から変更しています。

2ページをご覧ください。資料の構成ですが、ローマ数字Ⅰ「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、1「生産及び供給体制の確立」が中分類、(1)「生産者の取組への支援」が小分類であり、下線の引いてあるイ「環境にやさしい持続可能な農業の推進」が個別施策となります。

この資料では、個別施策毎に「事業名」を箇条書きで記載し、それぞれに「担当課室名と事業費」、「事業概要」を記載することで、どの課室が何をするのかを分かりやすくしています。また、これまで実施状況報告には記載されている一方、計画に記載されていない事業や課室の取組も一部ありましたので、それらも含めて幅広く修正しています。

なお、本来であれば、実施計画の概要を説明するのですが、多くは昨年度からの継続事業であるため、小分類ごとに簡潔に説明します。

2 ページをご覧ください。小分類「生産者の取組への支援」では、4 つの施策により、環境にやさしい持続可能な農業の推進、農業生産工程管理（GAP）の普及拡大、農薬の適正使用の推進、牛のトレーサビリティシステムの推進を実施します。

3 ページをご覧ください。小分類「農林水産物生産環境づくり支援」では、4 つの施策により、土壌環境適正化の推進、家畜伝染病の発生予防の徹底、貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進、特用林産物の生産再開への支援を実施します。

3 ページ下部から 4 ページをご覧ください。小分類「事業者の取組への支援」では、2 つの施策により、営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進、外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大を実施します。

小分類「生産段階における安全性の確保」では、4 つの施策により、農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化、肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施、動物用医薬品の流通、販売等に関する指導、高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等を実施します。

5 ページをご覧ください。小分類「流通・販売段階における安全性の確保」では、4 つの施策により、食品営業施設の監視指導の徹底、食品検査による安全性の確保、安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE 対策を含む)の徹底、米穀事業者の監視指導の徹底を実施します。

6 ページ中央をご覧ください。小分類「食品表示の適正化の推進」では、3 つの施策により、適正な食品表示を確保するための監視指導の実施、ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施、食品表示に関する研修会等を実施します。

7 ページ中央をご覧ください。小分類「食品の放射性物質検査の継続」では、2 つの施策により、農林水産畜産物等の検査、流通食品の検査を実施します。

8 ページ中央をご覧ください。小分類「情報の収集、分析及び公開」では、2 つの施策により、県民への分かりやすい情報の迅速な提供、監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表を推進します。

9 ページをご覧ください。小分類「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」では、3 つの施策により、消費者と生産者・事業者との相互理解の推進、関係団体等との連携・協働の推進、食育を推進します。

10 ページをご覧ください。小分類「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」では、3 つの施策により、リスクコミュニケーションの充実、水道水の検査結果の公表、住民持ち込み測定を行います。

小分類「県民総参加運動の展開」では、3 つの施策により、県民が参加する消費者モニター制度の推進、生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援、知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発を行います。

11 ページをご覧ください。小分類「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」では、2 つの施策により、県民の意見の把握と反映、食の安全安心に関する相談窓口の充実を推進します。

11 ページ下部から 12 ページをご覧ください。ここからは大分類 3 の「協働」に関わる部分です。小分類

(1) から (5) によって、食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応、食の安全に関する調査・研究の充実、食品の放射性物質に係る調査・研究の充実、国、都道府県、市町村、関係団体との連携を推進します。

最後に「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」ですが、この会議を 4 回開催し、第 5 期計画の策定、施策の実施状況報告を進めていきます。

令和 7 年度の実施計画につきましては、以上です。

報告口「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の令和 6 年度実績とそれを踏まえた令和 7 年度事業計画を説明します。資料 7 を御覧ください。今年度の各種事業の進捗状況をかいつまんで説明させていただきます。

全体的な変更点としましては、各種事業の対象を消費者モニターに限定せず、より多くの方に参画いただくことを目的に、県民全体に拡大しております。

モニター登録の状況は、昨年度末時点で 1,209 人となりました。引き続き県民全体を対象として、多くの方に食に関心を持っていただけるよう取り組んでいきます。

アンケート調査についても、より多くの意見を収集するために、対象を県民全体に拡大して実施する予定です。実施方法と設問内容については、後ほど説明します。

モニターだよりと SNS による情報発信は、今後まとめて食の安全安心に関する情報発信として取り扱います。本年度も引き続き親子向けモニターだよりを作成するほか、食の安全安心に関する情報を X で発信する予定です。

みやぎ食の安全安心取組宣言は、昨年度に引き続きコンビニエンスストアへのチラシの配架や保健所等、関係機関と連携した周知を行うことに加えて、昨年度末に作成した取組宣言ステッカーを活用した周知についても取り組んでまいります。

「生産者との交流会」と「食品工場見学会」は、今年度も 10 月から 11 月にかけて開催を予定しています。

モニター研修会と講習会については、より多くの方に参加いただけるよう、食の安全安心セミナーに統合して年 3 回実施する予定です。

食品表示ウォッチャーについては、募集対象の拡大と電子申請等の活用により、幅広い世代の方に参画いただけるよう工夫しています。

地方懇談会については、今年度も継続して県内各地方振興事務所において計画・実施する予定です。

次に令和 7 年度食の安全安心に係る県民アンケート調査（案）を説明します。資料 8 を御覧ください。

先ほども説明した通り、本年度は対象を県民全体に拡大して実施する予定です。

アンケートの送付方法は、消費者モニターの方々には例年通り、紙もしくは電子メールで通知し、それ以外の方々には、県のデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」の通知機能とアンケートアプリを活用する予定です。

ポケットサインの導入者は県内で 60 万人ほどいることから、消費者モニター 1,200 名のみで実施するよりも多くの回答が見込めると考えています。また、昨年度に引き続き回答者に抽選でプレゼントを実施する予定です。本年度は県の DX 推進方針と合わせ、みやぎポイントを活用する予定であり、なるべくモニターの方にもアンケートアプリを活用いただくよう誘導してまいります。

アンケートのメインターゲットはアンケートアプリを利用いただく県民になりますが、スマートフォン環境がないモニター向けに、本資料の通り紙でも実施します。そのため、設問は同じでも実際のアンケートアプリでの見た目と紙媒体での見た目では異なること、今回の説明はこの紙媒体に基づいての説明となること予めご承知おきください。

設問内容は、現時点で昨年度と同様の部分が多いため、大きく変更した部分のみ説明します。

まず全体的にですが、程度を問う設問については、直感的にわかるよう、個別に選択項目を表示するのではなく、スケール上の該当箇所を選んでいただく形に変更しています。

問 2 について、これまでは毎回「昨年からの意識変化」を聞いていましたが、県施策の効果指標となるよう、基本計画の施行前、現在であれば約 5 年前と比較することとしました。

問 3 について、これまではもっと多く具体的な内容も含めて記載されていましたが、回答者がイメージしやすいよう、生産過程、製造過程、流過程にカテゴライズし、さらに類似の項目を統合することで分かりやすい設問としました。

3 ページをご覧ください。問 8「今後どのような手法で、県からの情報発信を強化することが望ましいか」は新規の設問です。県民全体を対象とすることに合わせて設置したもので、次年度以降の施策などにおいて、当課のみならず非常に役に立つ情報になると考えています。

最終的に設問数は 17 となり昨年度から 3 問減らしています。削減した設問は、理由などを伺う自由記述の問となりますが、例年ほとんど回答がないことや、回答への心理的抵抗を減らすことを目的に、最後の問 17 のみ自由記述を残しています。

引き続き、報告の八、「食品に係る放射性物質検査結果について」、令和 6 年度および令和 7 年 4 月の実施結果を報告します。

資料 9 をご覧ください。この資料は、県の関係部局において各々検査を実施している検査結果において、食品に関係するものを取りまとめたものとなります。

令和 6 年度は農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉、流通食品、県民持込物を合わせて 21,631 点 検査しました。基準値を超過したものは 72 点あり、詳細は下段部分に記載している通り、いずれも野生きのこ・野生山菜類、野生鳥獣肉でした。基準値を超過したものは全て廃棄され、市場には流通していません。

3 ページをご覧ください。令和 7 年度の検査状況として、4 月 1 日から 30 日までに、1,430 点 検査しました。基準値を超過したものは 3 点あり、下段部分に記載の通り、全量検査の対象となっている食用の野生鳥獣肉でした。基準値を超過したものは全て廃棄され、市場には流通していません。

検査結果については、「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表しています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま報告事項でイロハと説明いただきましたが、皆さんの方からご質問等あればお願いします。氏家委員お願いします。

(氏家委員)

資料 6 の令和 7 年度実施計画で、現在第 4 期計画ということで令和 7 年度が最終年度になると思います。

これまで各施策を目標値に照らして進めてきている中、令和 7 年度が最終年度ということは、第 4 期計画がちゃんと達成されるかどうかが決まっていく重要な計画だと思うのですが、「どこに力を入れているのか」「今までの実績と比較してどうするのか」ということが見えづらくよくわかりませんでした。

比較をするのに一番わかりやすい項目が、最後の「みやぎ食の安全安心推進会議の開催事業」であり、12 ページの一番下にありますが、予算、経費として 944 千円が記載されております。昨年度は資料 3 の 51 ページにあるように 598 千円ということで数値がだいぶ違います。なぜこのように変化しているのか、どのように予算的なものが決められているのか、よくわかりません。また、次の説明にあった県民総参加運動の計画内容についてもなぜこのように決められていったのかも実績と比較して記載されるとわかりやすくなると思います。大ざっぱに内容だけ説明されてもよくわかりませんでした。大事な最終年度を目標値と「最後にはこうなりました」という結果と合わせてまとめられるのだと思いますが、この資料や先ほどの説明だと「どこがどうなのか」、GAP 等についてもかなり目標値が高かったため、そういったことを令和 7 年度にどう補正するのか、あるいは「計画の達成には至らないが、令和 7 年度はこういったことをやろうと思う」といった説明が大事かと思いました。

私はよくわかりませんでした。委員の皆様はどうなのかと思いました。

(会長)

もしよければお答えください。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。今年度の計画とそれに対する取り組み状況や実績、またそれを踏まえた次の計画といった分かりやすい資料の作り方について、検討させていただきます。

(会長)

よろしいですか。部長どうぞ。

(環生部)

全体の資料の作り方について、ご意見いただきました。今回令和 7 年度の計画については、資料 6 となります。昨年度は令和 6 年度計画というものがあり、その実施結果が資料 3 であり、これを毎年繰り返しているものです。前年度の計画に基づいて資料 3 を作っており、この資料 3 に基づいて委員の皆様には毎年評価をお願いしています。今回は来年度から始まる第 5 期計画について先にお話してしまったことで分かりづらくなってしまいました。会の冒頭で先に説明をするべきでありましたが、これが全体の流れでございます。また、資料の中身につきましては、委員のおっしゃる通り予算の計画ばかりであり、何を基に昨年度から増えたのか減ったのかわからないというのはご指摘の通りです。本日は間に合いませんので、反省を基に、次に実績を評価していただく際には少しでも分かりやすいまとめ方にしたいと思います。そのうえで今回資料 3 の中でも、目標数値に現れない取り組みもあるため、そういったものは単年度成果ではありますが各施策ごとに記載させていただいております。今回につきましては大変申し訳ございませんがこの数値で評価をいただきたいのですが、令和 7 年度の評価をいただく際には、計画の全体の評価をしていただくこととなりますので、資料の作り方や説明の仕方を改めさせていただ

きます。

(氏家委員)

資料も事前に送られてきておりますが、膨大であり、すべてプリントアウトして見てこようとするのは難しいので、骨子といえますか、「どこに力をいるのか」「どういうところを修正しなければいけないのか」といった大枠だけでも説明があると評価などもしやすかったかなと思いましたが、お話をさせていただきました。

(会長)

及川委員どうぞ。

(及川委員)

氏家委員と似たような質問ですが、資料 3 の 44 ページの上の方に、「HACCP 定着事業」が食と暮らしの安全推進課が担当で 1,966 千円とあります。資料 6 の 3 ページにある「HACCP 定着事業」では 1,921 千円とあり、若干少なくなっております。HACCP の定着が一般に認められているためこの規模の予算なのでしょうか。

私ども食品製造業者としましては、まだまだ HACCP は一般には定着していないと感じております。食品衛生協会では「HACCP の衛生管理に基づいた衛生管理」と説明するのですが、一般の、特に高齢夫婦で営んでいる事業者には、HACCP といいますとなんとなく取りつきにくいものがあります。やはり啓蒙するという点において、予算が若干でも少なくなるということに関して、その辺の見通しはどうか、その辺をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

(食暮課)

ご質問ありがとうございます。HACCP の定着に関する問題意識は持っておりますので、予算は若干少なくなっておりますが、引き続き取り組んでまいります。

(及川委員)

組合員の低下や、食品衛生協会の会員数の激減など非常に悩んでおります。それに加えて啓蒙していただくという後押しをしていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

(会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

先ほど部長からお話ありましたが、確かにちょっと資料の作りこみのところが分かりにくいところがあるかと思えます。令和 7 年度の計画も見出しと予算だけであり、たしかに分かりにくいなと思いましたが、ぜひとも改善いただければと思います。

阿部委員どうぞ。

(阿部委員)

阿部でございます。

アンケートの様式について 2 点ほど確認します。一つは、これまでの説明や質問にもあったのですが、昨年を見るとアンケートの中で年代を確認しています。これまでの説明で今年度はポケットサインなどのアプリを使うとのことですが、今年の様式では属性の項目に年代を問う設問がなく、この様式のままアンケートを実施するのかという点が 1 点目です。また設問の間 4 と問 5 ですが、昨年は今年の様式の設問（満足度）のほかに「重要度」という設問が合わせて設置されていました。説明の聞き洩らしかもしれませんが、今回「重要度」を問う設問が除かれた理由をお聞かせください。

（食暮課）

ご意見ありがとうございます。アンケートにおける年代を問う設問の有無ですが、紙でのアンケートは消費者モニターのみ配布する予定であり、モニター番号を記入いただければ、年代を判別できるものとなっております。2 点目の「重要度」を除いた点ですが、これまでのアンケートでは「重要度」と「満足度」を伺っていましたが、これらの回答結果を十分に活用できていなかったことから、回答負担を下げるために今回は削除させていただきました。

（会長）

よろしいでしょうか。その他いかがでしょう。

星委員どうぞ。

（星委員）

先ほどの氏家先生からのご意見にも繋がるのですが、これから令和 6 年度の評価をするにあたり、単年度のみ見せ方ではなく、第 4 期という計画全体を見据えて、目標値に達していない項目についてはどのように最終年でそれをフォローしていくのか、目標値を「下げる」「上げる」などの最終年度の見直しがあると思うので、そういった見方で令和 6 年度の評価をこれからまとめて次に続けていくということで、すでに令和 6 年度の報告をする段階で、第 4 期の計画の中で達成の見込みがあるのかなのか、達成させるためにはどうすればよいのか、そういったところをもう少し明確に表示していただけるように、次の第 5 期に向けての評価や計画の練り直し、見直しといったシステムを考えていただければと思います。

また、ポケットサインですが、最初のホームを開いたところに、ぜひ食の安全安心という項目が出てくると、健康ウォークなどいろいろありますが、それと同じように食の情報発信にぜひ活用していただけたらいいのかなと思います。そこから放射能や食中毒の情報など、すぐに情報発信できるような、場合によっては HP にリンクするような、そういった工夫を検討していただければと思います。今回の報告資料を見ると課室によって X を使ったり使わなかったりと統一されていないようでしたので、こういった情報がどこから発信されているのかということも、まとめて発信できるとすごくわかりやすくなると思いました。

（食暮課）

貴重なご意見ありがとうございます。我々としまでもご審議いただくにあたり、分かりやすい資料作り、そして説明をできるように見直していきたいと思っています。またポケットサインの利用について、我々も慣れていないところもございますが、いただいたご意見につきまして今後の業務に活かしていきたい

たいと思います。

(会長)

ありがとうございました。だいぶ時間が押していますが、他にご質問等はないでしょうか。

まずは令和 6 年度の評価、それから令和 7 年度の計画、これはすでにスタートしているものですが、なんとか目標達成してほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは報告については終わりにします。(3) その他について何か事務局からございますか。

それでは本日の議事の一切を終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

(閉会)

西川会長、委員の皆様、活発のご議論ありがとうございました。先ほど事務局から説明がありました通り、令和 5 年度施策の評価につきまして、お手数ですが 6 月 13 日金曜日までに提出いただきますようお願い申し上げます。次回の会議は 8 月 1 日金曜日の午前を予定しております。追って開催のご案内を差し上げますのでご出席いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。